

一般社団法人 千葉看護学会 編集委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会編集委員会とする。

(目的)

第2条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会会誌の編集および発行を目的とする。

(委員会)

第3条 本委員会の運営は、理事会にて一般社団法人千葉看護学会理事より委員長を選出して行う。委員長は委員会を開催し、運営する。

2. 編集委員（以下、委員）は、委員長が会員より選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
3. 委員長、委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(活動事項)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 年2回以上の学会誌の発行
- 2) 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること
- 3) 投稿規程等の制定、ならびに改廃に関すること
- 4) 原稿の受付、査読に関すること
- 5) 論文掲載の決定に関すること
- 6) 研究倫理・利益相反に関すること
- 7) その他、学会誌刊行に関すること

(査読者)

第5条 本委員会は、会員の中から査読者を選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、委員長が委嘱する。

2. 査読者の任期は委員任期とし、再任を妨げない。
3. 原稿の査読者は2名とするが、原稿の内容によっては、委員長、または委員が第3査読者を選出し、任命することができる。

(規程の変更)

第6条 本規程を変更する場合には、本委員会および理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、2024年4月1日より施行する。